

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 43 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 12 月 1 日（月）			
出席者	午前 10 時 40 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、長江主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 46 号	選挙人名簿の定時登録について		決定
	議案 第 47 号	在外選挙人名簿の登録について		決定
	議案 第 48 号	杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正 について		決定
	報告事項 43 - 1	選挙人名簿抄本等閲覧状況について		了承
	報告事項 43 - 2	事務局職員の異動について		了承
	報告事項 43 - 3	令和 8 年 1 月選挙管理委員会日程表		了承
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 43 回の定例会を開催します。			
	＜選挙人名簿の定時登録について＞			
委員長	議案第 46 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	これは、3 か月に 1 回行っております定時登録で、今回 12 月 1 日を登録基準日で、登録を行うものであります。根拠法令は記載のとおり、公選法の第 19 条 2 項、21 条第 1 項及び第 22 条 1 項の規定になります。名簿の登録者数は別表 1 のとおりで、12 月 1 日現在の投票区ごとの選挙人名簿の数としております。色濃い部分が衆議院選挙の選挙区の東京 27 区の部分です。白抜きの部分が 8 区で、合計 49 万 541 名になっております。新規登録者数が 8,854 名、抹消者が 8,619 名ですから、235 人の増となっております。別紙 2 を見ていただくと、これは自治法上の規定によって、直接請求にかかる規定の法定数について告示するものになります。選挙権を有する者の 50 分の 1 の数については 9,811 名、選挙権を有する者 40 万を超えて 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万人に 3 分の 1 を乗じて得た数の合算数は、148,424 名と、選挙権を有する者の 6 分の 1 の数は 81,757 名で、地方自治法に基づく直接請求等の法定数についても告示を行うことになっております。別紙 3 については、区長に法定数の告知を			

	するということになります。これも本日、議決頂いた後、委員長名で区長あてに、通知をするものになります。別紙4については、これは後ほどお話ししますが、在外選挙名簿登録数とあわせて、東京都選挙管理委員会に報告事項となり、報告をするものになります。東京都に報告する指定の様式が定まっておりますので、指定の様式によって報告をするということになってございます。以上、議案第46号、選挙人名簿の定時登録についての説明となります。
委員長	議案第46号について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
委員長	東京都のフォーマットの中にある補正登録者とは何ですか。
局長	選挙人名簿で、登録しなければならない人の登録が漏れていた場合になります。
委員長	それでは議案第46号について御了承頂けるといことで、了承をいたします。
委員長	次に、議案第47号、在外選挙人名簿の登録について議案といたします。それでは、説明を局長よりお願いいたします。
局長	在外選挙人名簿について、在外公館及び移転登録者の在外選挙人証の交付等を行います。根拠法令は公職選挙法第30条の2第3項以下、記載のとおりです。登録日は本日12月1日となります。今回の新規登録者は21名です。内訳は男性8名、女性13名です。登録を行わなかった者は1名ございました。登録抹消者は27名です。内訳は男性10名、女性17名です。前回は1,435名の登録で、今回21名登録者増えて、抹消27名になりますので、登録者総数は1,429名となっております。こちらについては先ほど説明したとおり、東京都に、この通知を報告することになっておりますので、先ほどの東京都の指定様式、在外選挙人の内訳するものとして東京都にも報告するということになっております。以上議案第47号、在外選挙人名簿の登録についての説明となります。
委員長	議案第47号について御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
委員長	登録を行わなかったものの通知1名、これは、何か補足説明はないのでしょうか。
局長	この方は杉並区から日本国外に移転するということで出国時のときに、区に申請をされましたが、そのあと、在外公館にも通知をして、在外公館のほうは国に引き続き住所を3か月居住確認ができた方について、居住確認できたことを区に連絡をし、登録することになります。在外公館で在留届が出されていなかったの、在外公館の国に居住しているかどうか確認できないため登録をしなかった旨、本人に通知をしたことです。
委員長	手続上の不備だったということですね。
委員長	それでは、議案第47号について皆さん御了承でよろしいですね。それでは議案第47号を了承いたします。
	<杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について>
委員長	続きまして議案第48号、杉並区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取り扱い要綱の改正について、議案といたします。それでは説明を局長お願いいたします。
局長	こちらについては、選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務取り扱い要綱の改正の必要が生じたということで、御提案するものであります。改正理由1の記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律、及び同法の一部の施行期日を定める政令により、健康保険証の新規発行停止の期日が令和6年12月2日で、令和6年12月

	2 日付で有効な健康保険証の有効期限は最長 1 年と、令和 7 年 12 月 1 日になっています。これに伴って、健康保険証で確認するという規定を取り入れておりましたので、その文言を改正するということになります。改正内容については、事務取扱い要綱第 6 条 2 項にあります。本人確認の諸書類のうちで、規定しているのが健康保険証等、公の機関が発行する資格証明書というくだりがありますが、12 月 1 日まで公的な書類として期限が定まっておりますので、この文言を改めて、公の機関が発行する資格確認書等に改めるというものであります。改正文案は別紙 1 のとおり、新旧対照表は別紙 2 のとおりということになり、別紙 1 について、6 条に、閲覧者に対する本人確認で、委員会が適当と認める書類は、「公の機関が発行する資格確認書等」に直したものです。別紙 2 新旧対照表ですけれど、改正前、改正後で、「健康保険証等公の機関が発行する資格証明書」から「公の機関が発行する資格確認書等」に変え、改正ということになります。これについては、本日、議案承認頂いた後、12 月の 2 日から、施行するということにしてございます。以上、議案第 48 号、事務取扱い要綱の改正についての説明となります。
委員長	議案第 48 号について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員長	公の機関が発行する資格確認書等になってるけど、これは、マイナンバーカードを持たない人に送られてくる、健康保険の資格確認書ですか。
局長	そうです。
局長	取扱いの要綱等でこういった書類を出してもらってそれで確認するとかあるいは、顔写真がなければ、申請者の住所地に通知を送って通知した書類と資格確認書で本人確認するとか、いろいろなやり方があると思いますが、どれだけ厳格に申請者の確認をするか考え方にもよるとは思います。
選挙法規担当係長	まず大原則として、写真つきの身分証明書を提示していただく。閲覧に来た該当の方が、申請の時点で誰がいらっしゃるかっていう申入れていただいているので、その人で間違いないかっていう確認するのが原則ですが、写真つきの身分証明書をお持ちでない方、免許証であったり、マイナンバーカードを持っていないような方は、申請があったタイミングで、その方のご住所地宛てに、照会文書を一度お送りして、届いた通知文を本人が当日持ってきていただき、あわせて保険証であったり、年金手帳であったり、名前と生年月日、住所が、記載されているもの 2 点で確認することをもって、本人であることを確認して、その運用は変わらないんですけども、健康保険証という名称の公的な機関が発行する文書が法律上なくなってしまうっていうので、文言の整理をしたという内容でございます。
委員長	現場の人たちが、対応をきちんと考えてるのでそれは安心しました。分かりました。それでは皆さんよろしいでしょうか。はい。それでは議案第 48 号については、了承いたしました。
委員長	続きまして報告事項 43 の 1、選挙人名簿抄本等閲覧状況について、報告を受けます。それでは局長報告をお願いします。
局長	報告 43-1 になりますが、選挙名簿の閲覧状況ということで、今回は 9 月から 11 月末までの分について、閲覧状況 3 か月分を集計して、ホームページで、情報をアップするというものになります。今回、52 の閲覧回数ということになりまして、トータルが 28,567 件ありました。大半の 28,000 件が、政治的な閲覧ということになります。
委員長	43-1 の報告について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員長	この閲覧の代理人であっても先ほどの確認は行うってことだね。
選挙法規 担当係長	そうです。先ほどの要綱は、実際に当日閲覧に来る人のことです。
委員長	皆さんは、御質問等はないでしょうか。それでは報告事項 43 の 1 については報告を了承いたしました。
委員長	続きまして報告事項 43-2、事務局職員の異動について、報告を受けます。それでは局長報告をお願いいたします。
局長	事務局職員の異動についてになります。12 月 1 日付けで、転入者が 1 名ございました。よって事務局体制は会計年度任用職員を含めて 13 名ということになってございます。43-2、報告事項は以上となります。
委員長	それでは報告 43-2 については報告を了承いたしました。続きまして報告 43-3、令和 8 年 1 月選挙管理委員会日程表、について御説明をお願いいたします。
局長	来年 1 月の委員会日程表になります。新年あけて 5 日月曜日に新年賀詞交歓会が予定されております。杉並公会堂で午前 11 時半から開催で、委員全員出席となっておりますが御都合つけば御出席をお願いします。7 日が、第 1 回定例会を予定しております。定例の水曜の午前 10 時からになります。 それと 20 歳の集いについて 12 日祝日になりますが、これは主催が区と、教育委員会と選管も主催者の一つとなっておりますので、委員長は、全回出席していただいて、各委員は各回の地域のところの回に御出席を賜ればということです。別紙、委員長あてに杉並二十歳のつどいの案内が、児童青少年課から来ているものがあるので参考にいただければと思います。地域を分けて、第 1 回、第 2 回、第 3 回と、エリア分け、開催ということになりますので、これをお住まいの近くのところの御出席がよろしいのかなと思っております。 次回の定例会は、12 月 10 日の火曜日午前 10 時開催です。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	皆さんの御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、令和 7 年、第 43 回杉並区選挙管理委員会定例会を終了いたします。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第 43 回定例会 令和 7 年 12 月 1 日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。